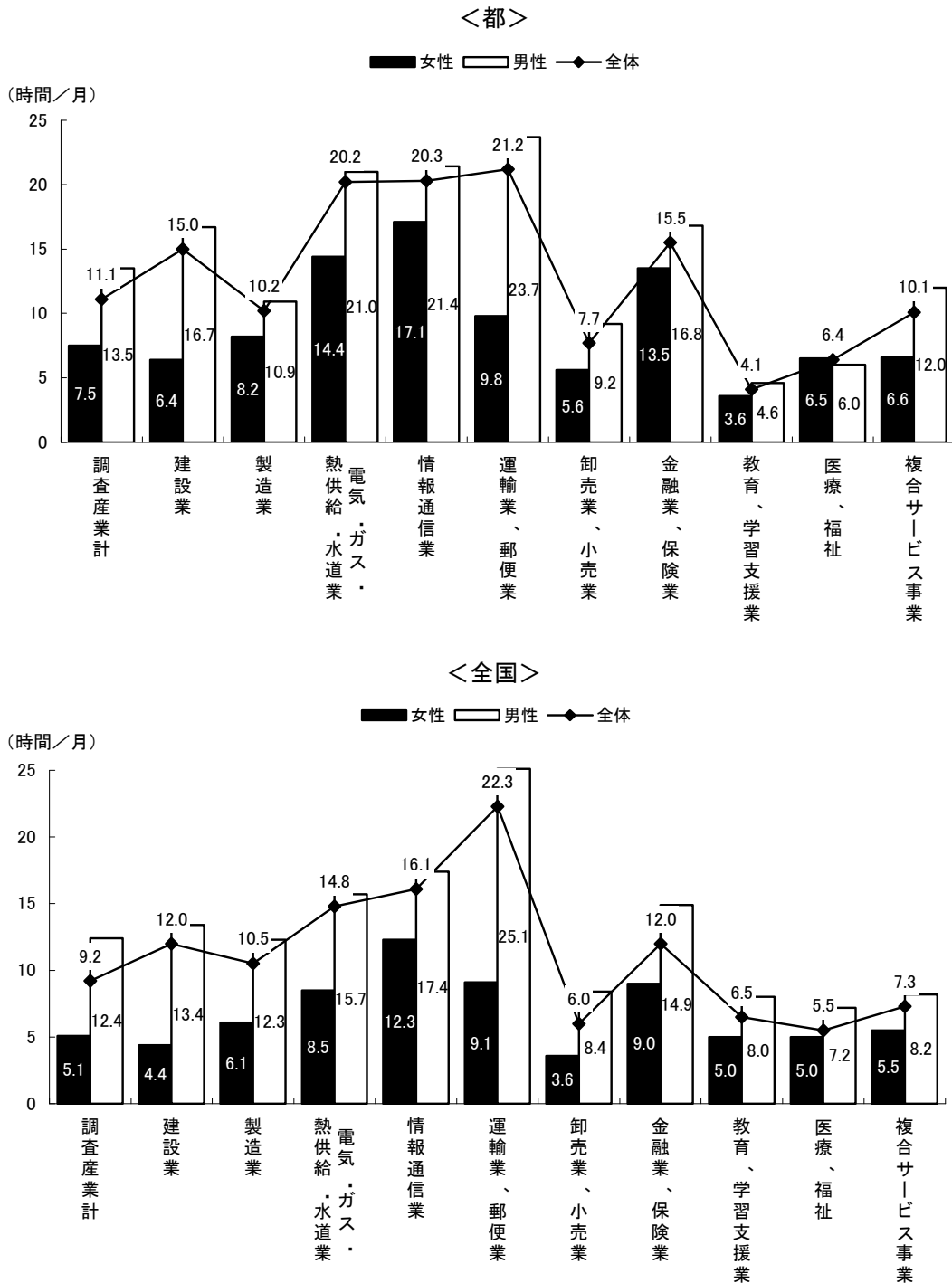


Ⅲ 育児・介護の状況

1. 男女別・産業別所定外労働時間の状況

都内事業所の所定外労働時間（残業時間）は男性が月間 13.5 時間、女性が月間 7.5 時間で、全国の男性 12.4 時間、女性 5.1 時間を上回っている。また、都の女性の所定外労働時間を産業別にみると、最も長い「情報通信業」は月間 17.1 時間、最も短い「教育、学習支援業」は月間 3.6 時間であり、業種によって差がみられる。

図表Ⅲ－1－1 男女別・産業別所定外労働時間の状況（都、全国）



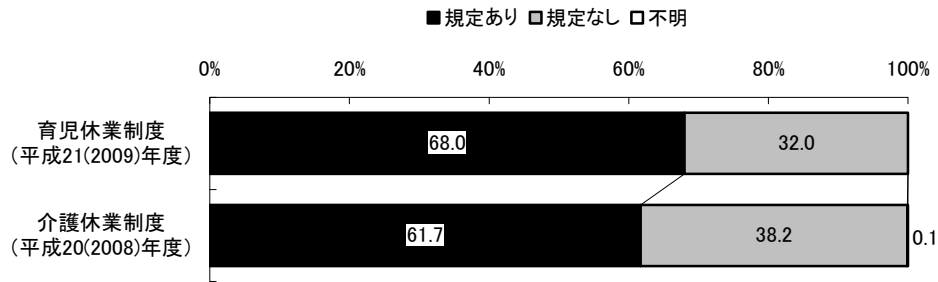
注：事業所規模 5 人以上の常用労働者 1 人平均月間実労働時間数のうちの所定外労働時間

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成 21 年）

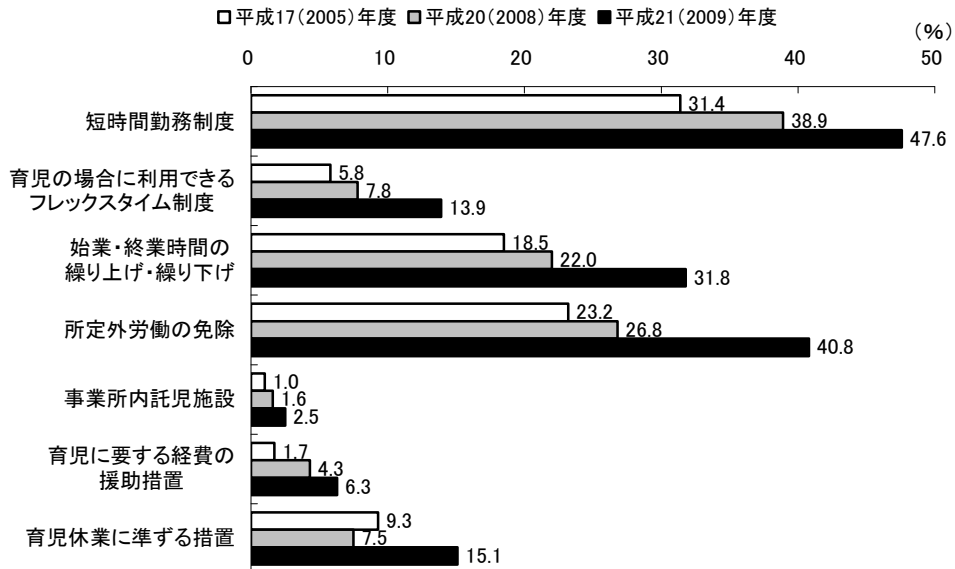
2. 育児・介護を支援する制度の導入状況

育児休業制度の規定がある事業所は68.0%、介護休業制度の規定がある事業所は61.7%となっている。平成21(2009)年度の育児を支援するための制度の導入状況は、短時間勤務制度が47.6%と最も高く、所定外労働の免除が40.8%で続いている。平成20(2008)年度の介護を支援するための制度の導入状況は、短時間勤務制度が39.9%と最も高く、始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げが20.7%で続いている。

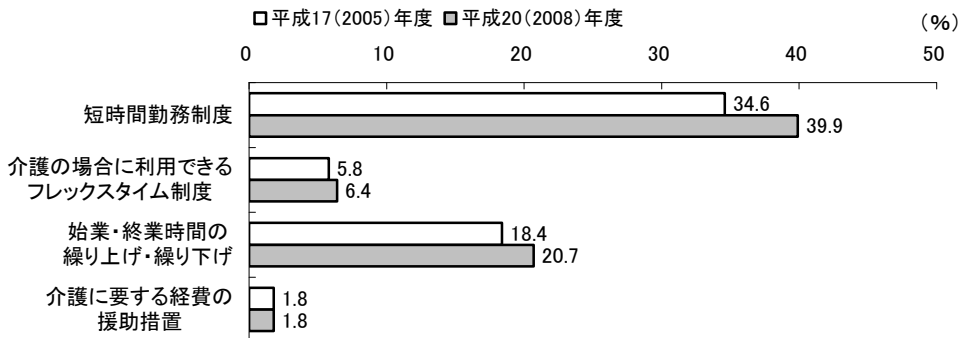
図表Ⅲ－２－１ 育児・介護を支援する制度の導入状況（全国）
 <育児休業制度、介護休業制度の規定の有無>



<育児を支援するための制度>



<介護を支援するための制度>



注：調査対象の事業所規模は5人以上。平成21年度については介護に関する調査が行われていない。

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

少子・高齢化の状況

3. 育児休業の取得率

平成 22（2010）年度の女性の育児休業取得率は 92.5%であるが、配偶者が出産した男性の取得率は 1.50%と、育児休業を取得する男性は少ない。育児休業取得の状況の推移をみると、わずかではあるが増加傾向にある。

図表Ⅲ－3－1 育児休業取得の状況（都）

	女性	男性
出産者数(男性は配偶者が出産)	2,716 人	7,598 人
育児休業取得者数	2,512 人	113 人
育児休業取得率	92.5%	1.50%

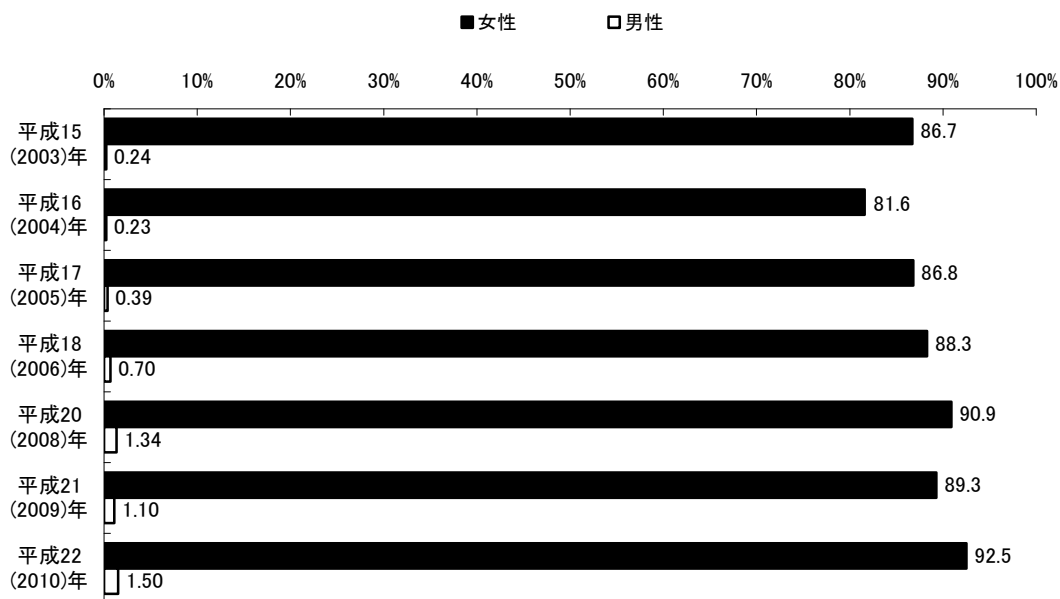
注：育児休業取得率＝育児休業取得者数／出産者数×100

出産者数は平成 21（2009）年 4 月 1 日から平成 22（2010）年 3 月 31 日までに出産した人数

育児休業取得者数は、上記のうち、平成 22（2010）年 9 月 1 日までに育児休業を開始した人数

資料：東京都産業労働局「平成 22 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

図表Ⅲ－3－2 育児休業取得の状況の推移（都）



<参考>新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、男性の育児休業取得率を、平成 32（2020）年に 13%とすることを数値目標として掲げている。

注 1：調査対象は、都内全域（島しょを除く）の従業員規模 30 人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」「その他」の 14 業種、合計 2,500 社。

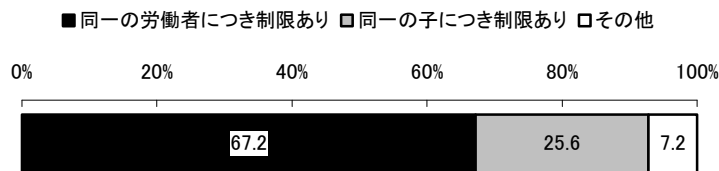
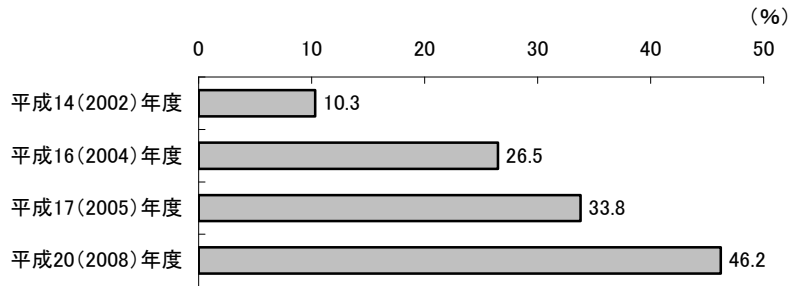
注 2：平成 19（2007）年はデータなし

資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」

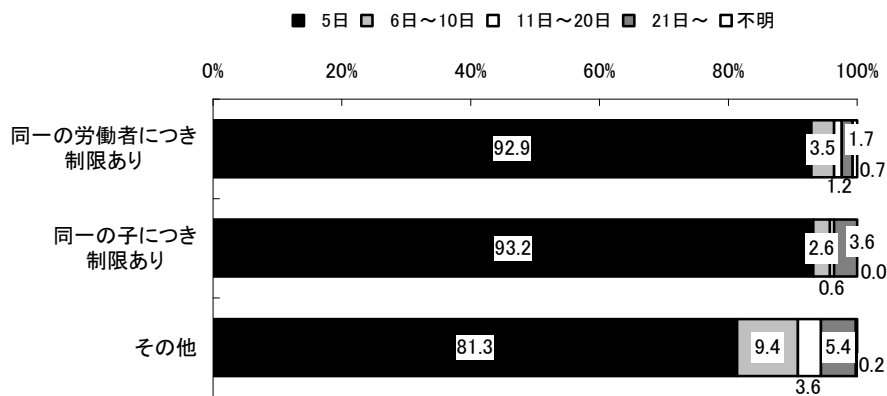
4. 子の看護休暇制度と取得の状況

子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は、年々増加し、平成20（2008）年度には46.2%となっている。規定がある事業所のうち、同一労働者について休暇日数の制限があるのは67.2%であり、そのうち92.9%は制限日数が5日である。また、同一の子について休暇日数の制限があるのは25.6%であり、そのうち93.2%は制限日数が5日である。

図表Ⅲ－４－１ 子の看護休暇制度の状況（全国）
 <規定がある事業所>



<休暇日数の制限>



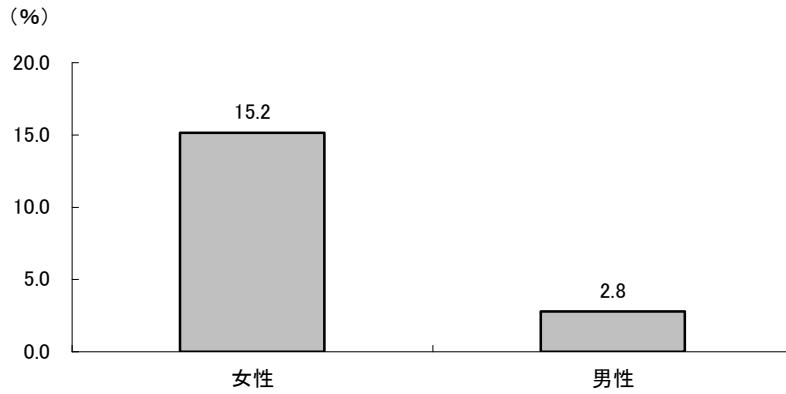
注1：調査対象の事業所規模は5人以上。

注2：平成14（2002）、16（2004）年度の規定がある事業所の割合は、制度のある事業所の割合である。

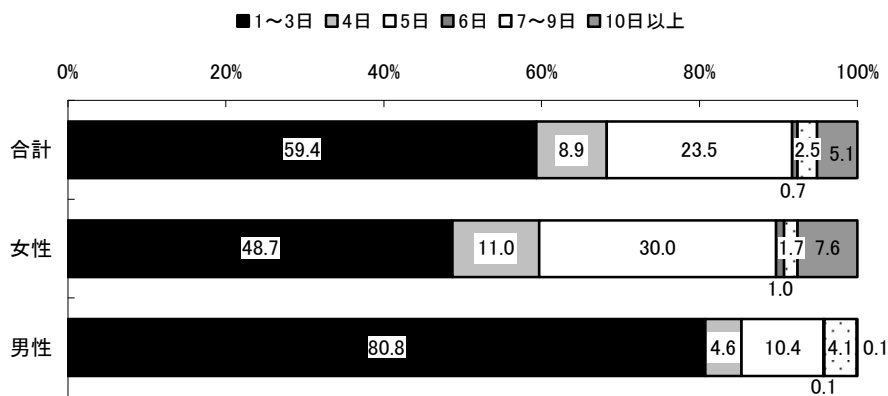
資料：厚生労働省「平成20年度雇用均等基本調査」

就学前の子を持つ労働者のうち、子の看護休暇を取得した者の割合は、女性が 15.2%、男性が 2.8% で、取得日数は 1～3 日が 59.4% と最も多い。

図表Ⅲ－４－２ 子の看護休暇を取得した者の割合（全国）
 <取得率>



<取得日数>



注 1：調査対象の事業所規模は 5 人以上。

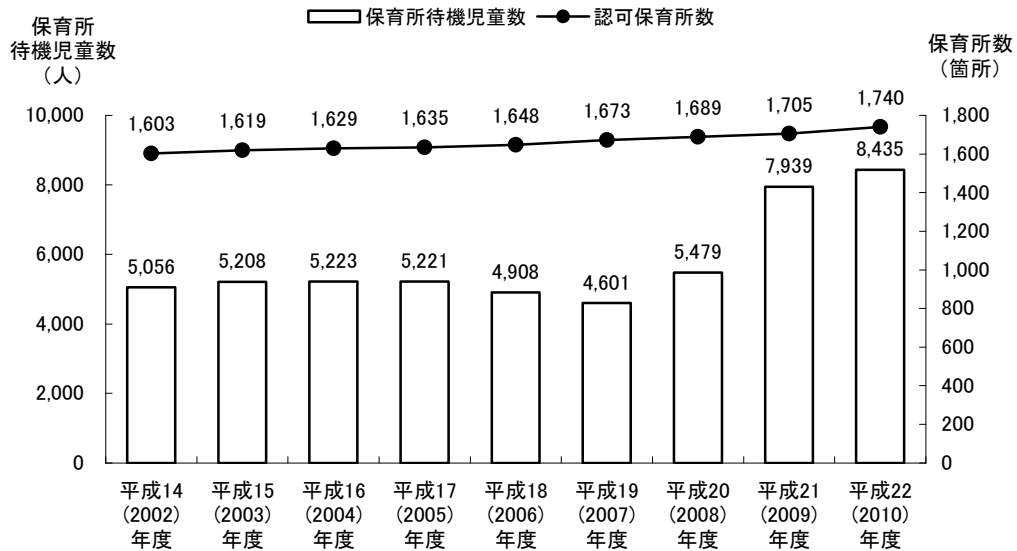
注 2：子の看護休暇の取得率及び取得日数は調査前年度の実績である。

資料：厚生労働省「平成 20 年度雇用均等基本調査」

5. 保育所数と待機児童数の推移・認証保育所の状況の推移

平成 22 (2010) 年 4 月現在、認可保育所数は 1,740 箇所、認証保育所数は 528 箇所であり、年々増加している。一方、待機児童数は平成 22 (2010) 年度は 21 (2009) 年度に比べ 496 人増加し 8,435 人となっている。

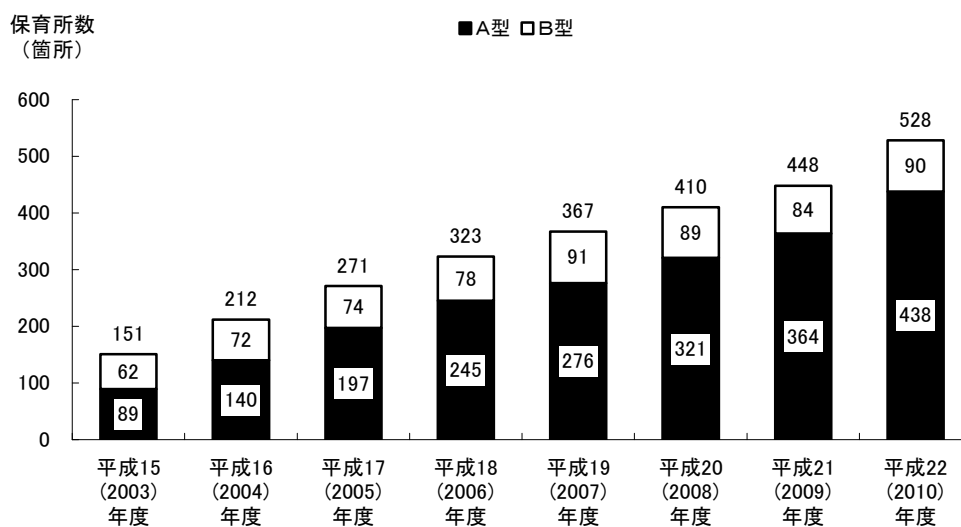
図表Ⅲ－５－１ 保育所（認可保育所）数と保育所待機児童数の推移（都）



注：各年 4 月現在

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅲ－５－２ 認証保育所の状況の推移（都）



注 1：各年 4 月現在

注 2：認証保育所は増大する保育ニーズに応え、東京都が独自の基準により認証するもので、主に駅前に設置される A 型と、小規模で家庭的な保育を行う B 型がある。

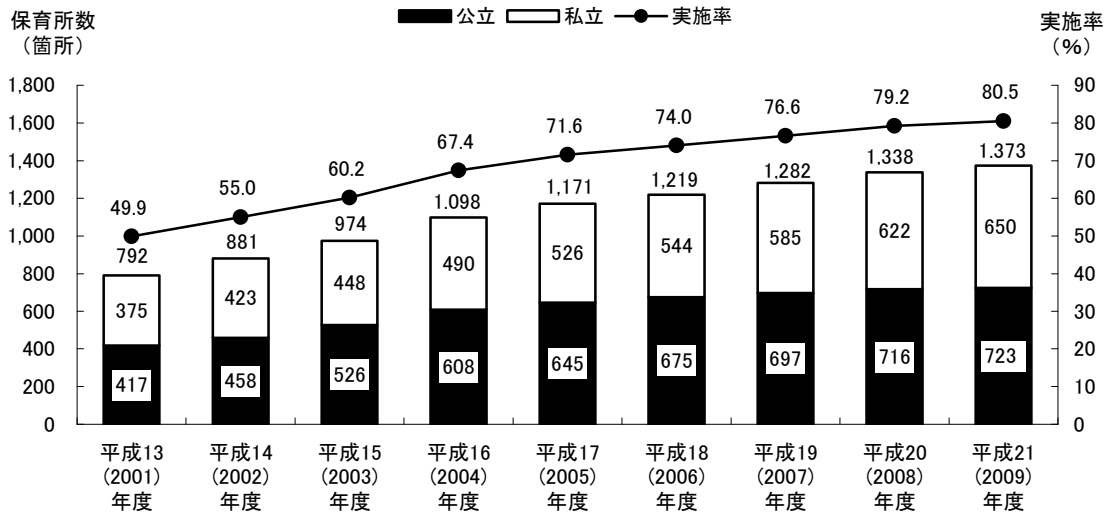
資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」（平成 21 年度）

少子・高齢化の状況

6. 延長保育の状況・保育サービスの整備状況（学童クラブ、ファミリー・サポート・センター、子育てひろば）

延長保育の実施率は年々上昇する傾向にあり、平成21（2009）年度は公立と私立合わせて1,373箇所
 で実施しており、実施率は80.5%となっている。平成20（2008）年度のファミリー・サポート・セン
 ター数は47箇所前で前年と変わらないが、会員数は増加しており、合計で67,759人となっている。

図表Ⅲ－6－1 延長保育の実施状況の推移（都）

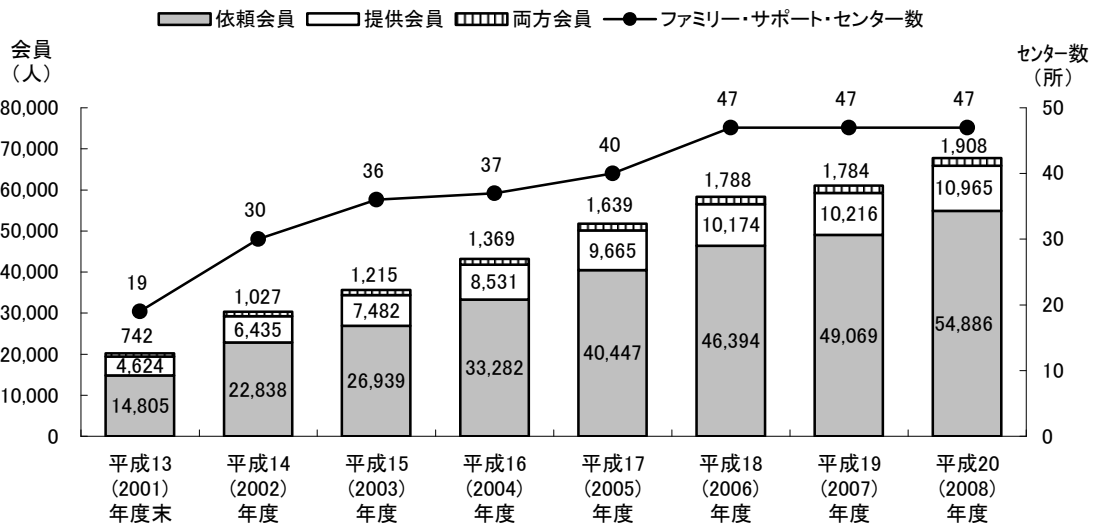


注1：各年度4月1日現在

注2：平成17（2005）年度は「次世代育成支援対策交付金制度」に基づく延長保育の実施施設数

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅲ－6－2 ファミリー・サポート・センター数と会員数の推移（都）



注1：各年度3月31日現在

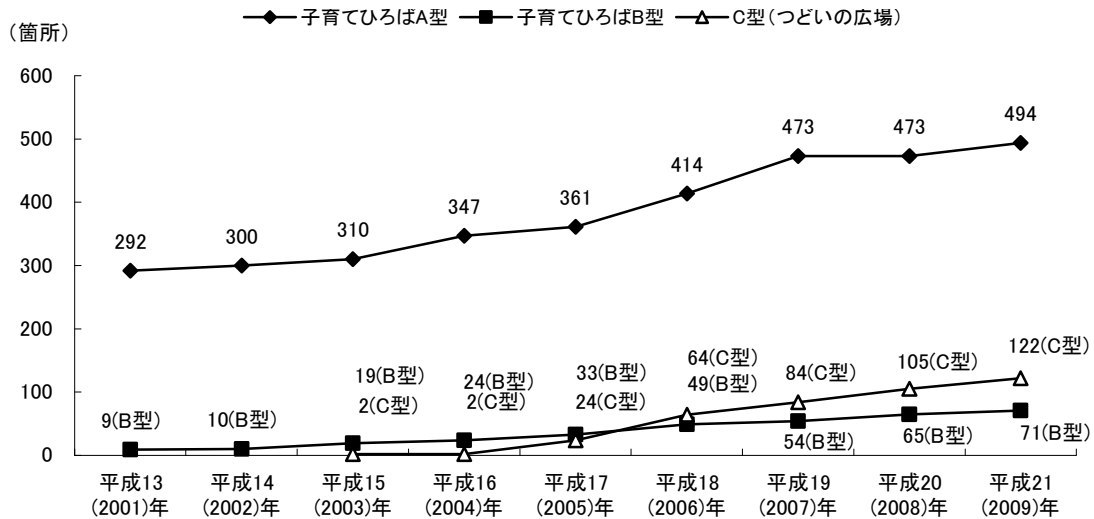
注2：会員数は依頼会員、提供会員、両方会員の合計

注3：ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織

資料：東京都福祉保健局調べ

子育てひろば数はA・B・C型ともに年々増加しており、子育てひろばAは平成21(2009)年には494箇所となっている。学童クラブ数、定員数、登録児童数はいずれも増加傾向にある。平成21(2009)年度末は学童クラブが1,565箇所あり、定員85,724人に対し登録児童数が84,588人となっている。

図表Ⅲ-6-3 子育てひろば数の推移(都)

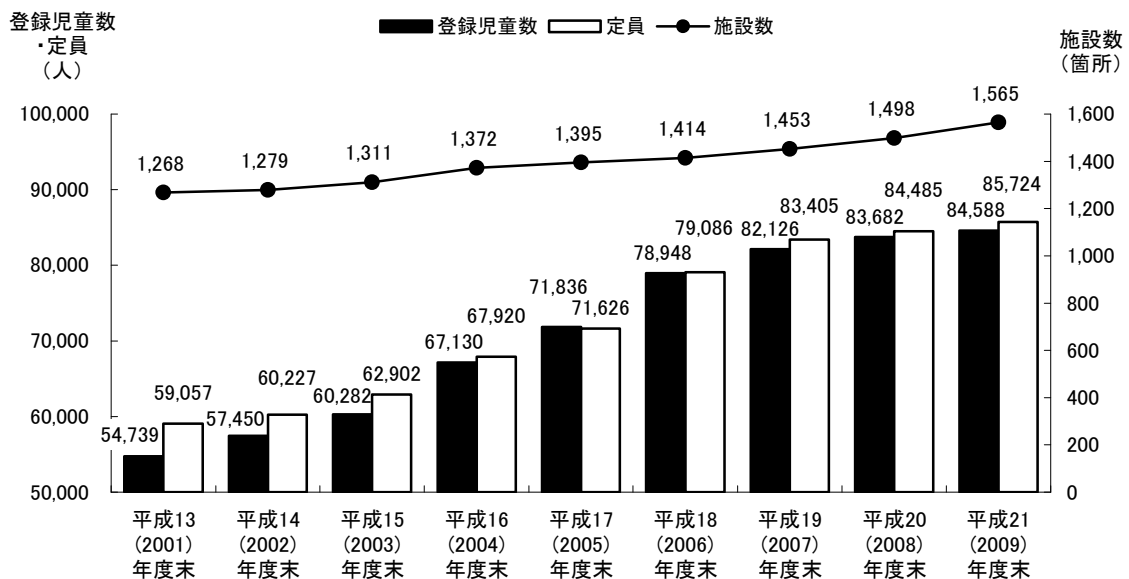


注：子育てひろばとは身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳までの孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う。

- ・子育てひろばA型：保育所、児童館等の機能・スペースを活用して相談や講座を行う。
- ・子育てひろばB型：保育所等に専用スペースを確保して実施する。
- ・C型(つどいの広場)：空き店舗、学校の余裕教室や公共施設内のスペースを確保して、常時親子に集いの場所を提供する。

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅲ-6-4 学童クラブ・定員・登録児童数の推移(都)



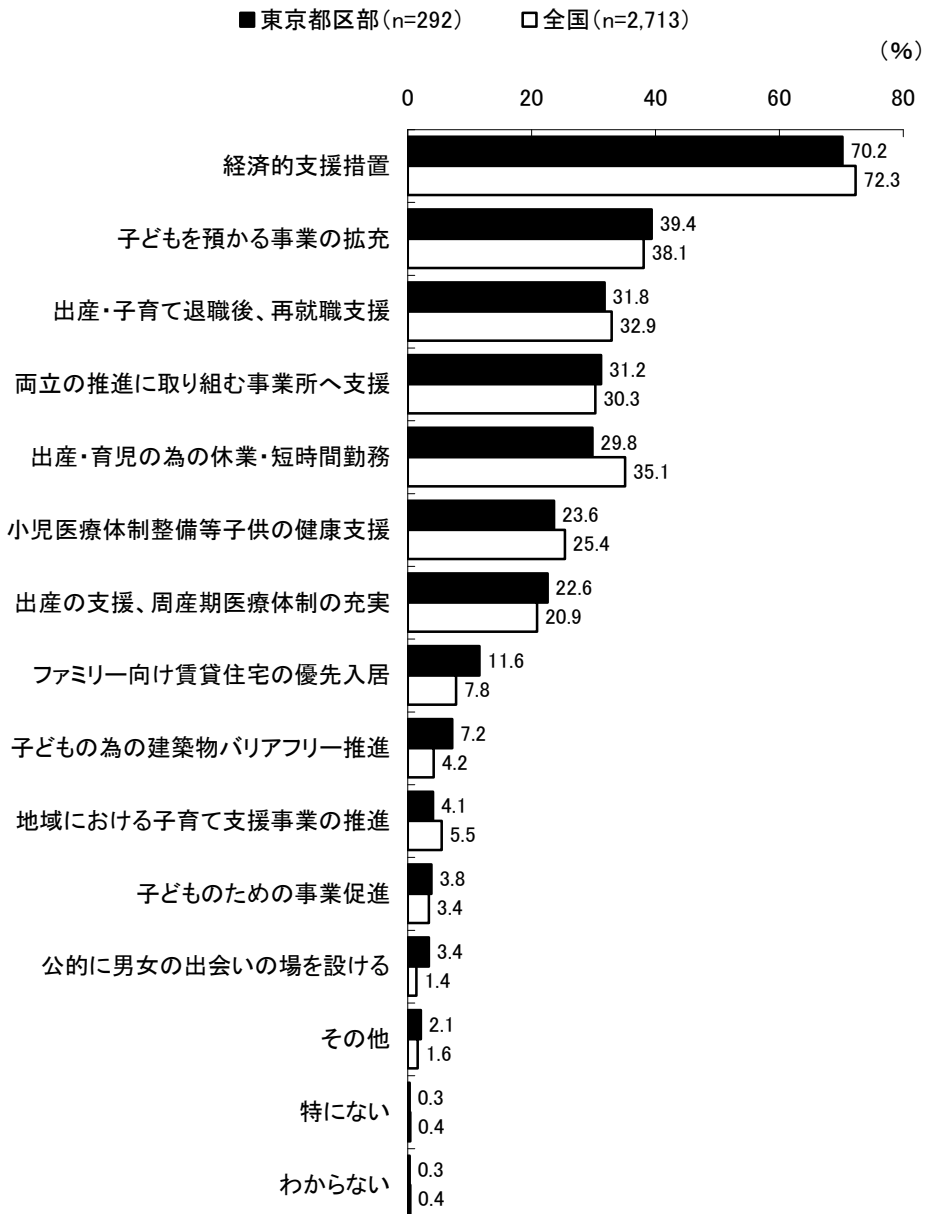
注：学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を授業終了後に預かる事業。

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報」(平成21年度)

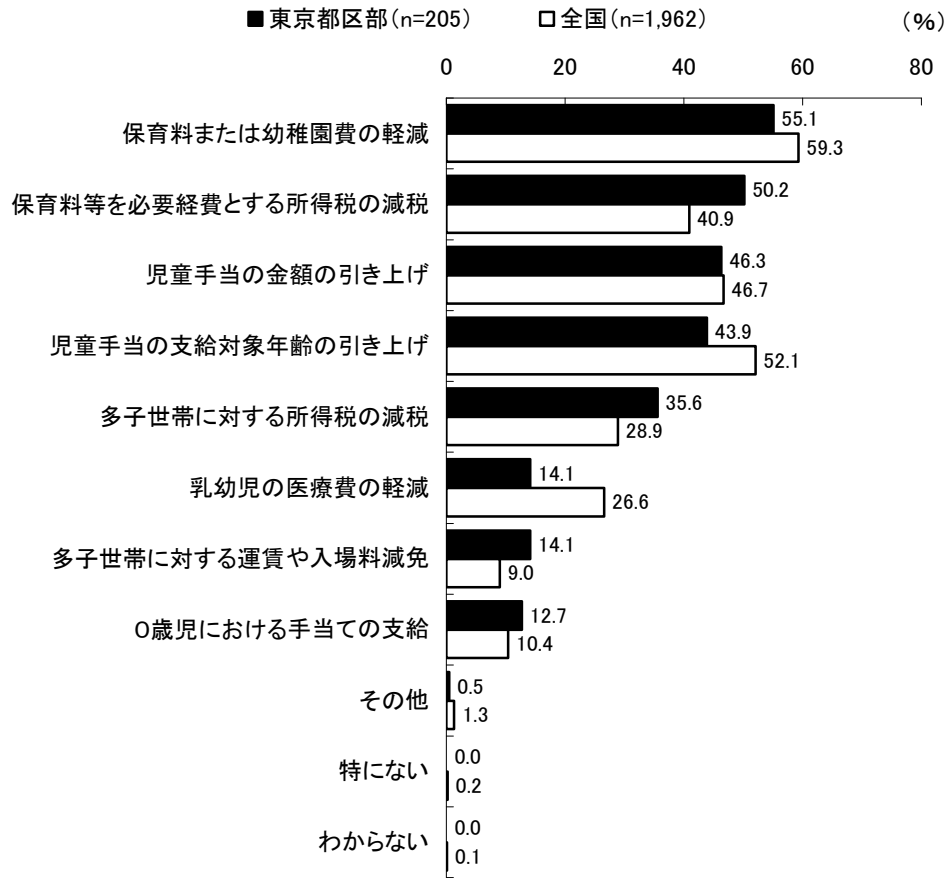
7. 少子化対策として重要な政策

少子化対策として重要な政策として、都区部・全国ともに「経済的支援措置」が70%台で最も多く、次に「子どもを預かる事業の拡充」が続いている。経済的支援措置の具体的内容としては、都区部・全国ともに「保育料または幼稚園費の軽減」が50%台で最も多い。都区部では、「保育料等を必要経費とする所得税の減税」も50%を超えている。

図表Ⅲ－7－1 少子化対策として重要な政策（都、全国）
 <総合的にみて、少子化対策として重要であるもの>



<経済的支援措置として望ましいもの>



注1：調査対象は、子どものいる20～49歳の女性。

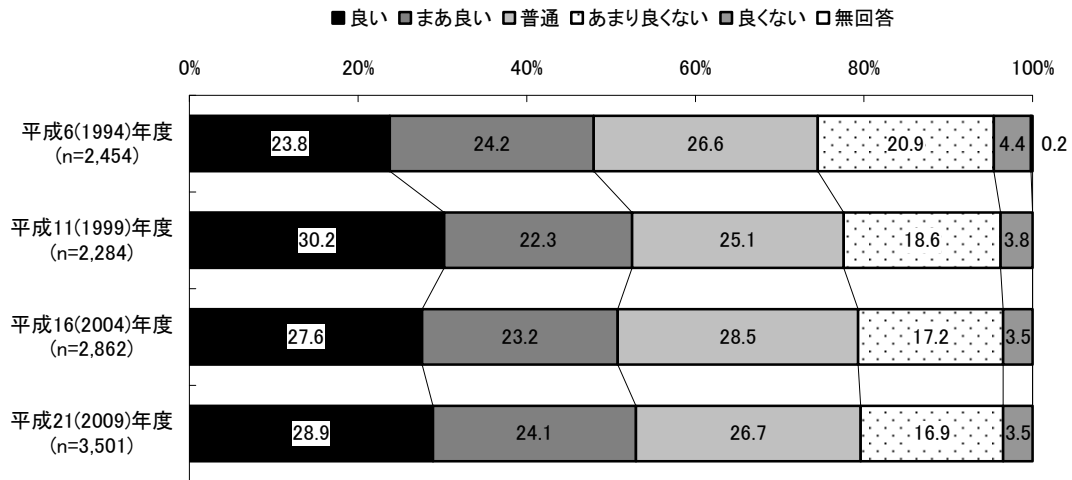
注2：「経済的支援措置として望ましいもの」の回答者は、「総合的にみて、少子化対策として重要であるもの」として「経済的支援措置」を選んだ者。

資料：内閣府「平成20年度少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」

8. 高齢者の健康状況

高齢者の健康状況は、平成 21 年度調査では「良い」が 28.9%、「まあ良い」が 24.1%となっており、半数を超える高齢者が健康状況は良好と考えていることがわかる。

図表Ⅲ－8－1 高齢者の健康状況（全国）



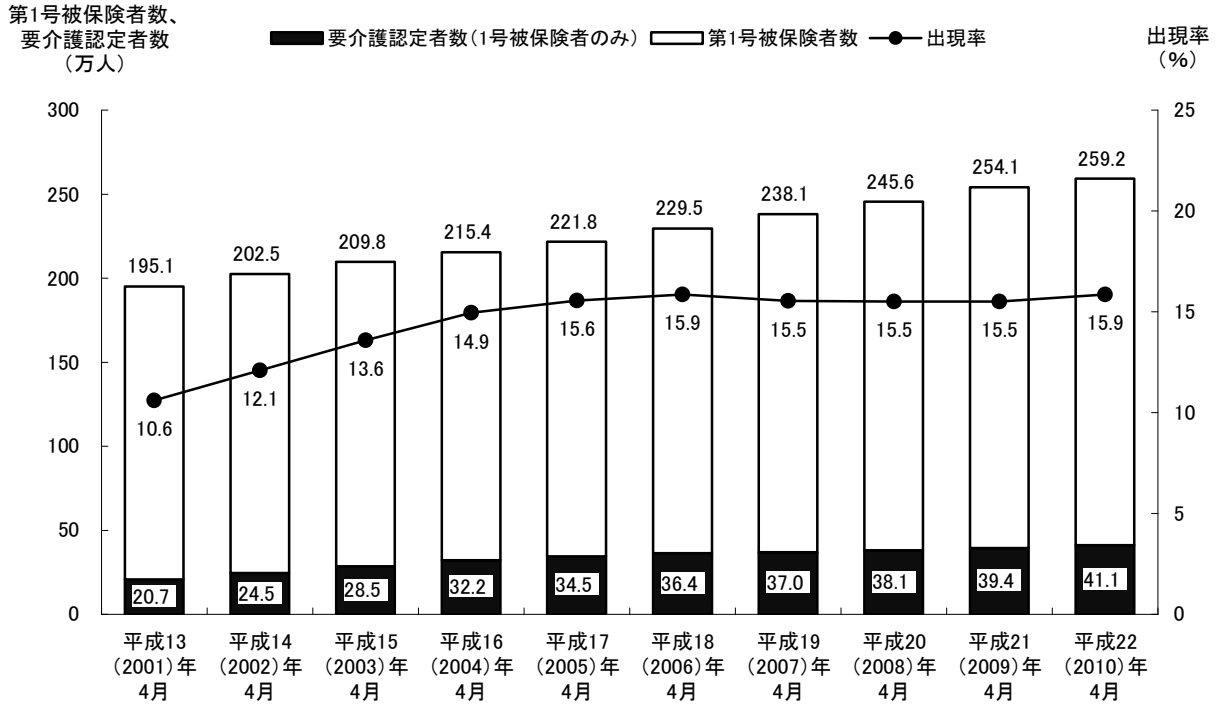
注：平成 6 年度は 65 歳以上、平成 11 年度以降は 60 歳以上が調査対象。

資料：内閣府「平成 21 年度高齢社会対策に関する調査」

9. 要介護認定高齢者・出現率の推移

要介護認定者数とその出現率の推移をみると、第1号被保険者数が年々増加しているが、要介護認定者の出現率は平成17(2005)年以降ほぼ横ばいとなっている。平成22(2010)年の第1号被保険者数は259.2万人、出現率が15.9%となっている。

図表Ⅲ－9－1 要介護認定高齢者数・出現率の推移(都)



注1：第1号被保険者とは、区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者をいう。

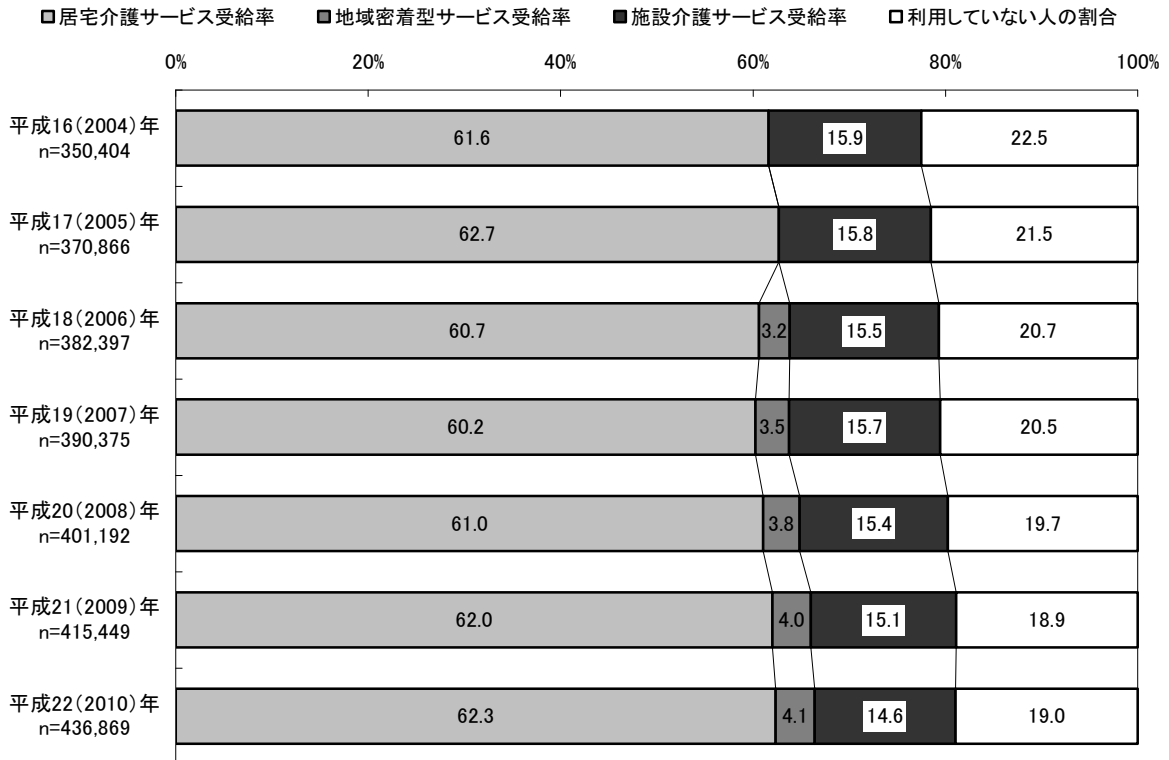
注2：出現率とは、第1号被保険者数に占める要介護認定者数の割合のことをいう。

資料：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」

10. 介護サービス受給率の推移

平成 22 年 10 月現在の要介護認定者の居宅介護サービス受給率は 62.3%、施設介護サービス受給率は 14.6%、地域密着型サービス受給率は 4.1%となっており、これらをあわせたサービス受給率は 81.0%であり、平成 21（2009）年とほぼ同率となっている。

図表Ⅲ－10－1 介護サービス受給率の推移（都）



注 1 : 「介護保険事業状況報告」（各年 10 月分）に基づき報告された各年 8 月のサービス受給者である。

注 2 : 受給率は、要介護認定者に対するサービス受給者の割合。いずれも介護保険法に基づく第 1 号被保険者と第 2 号被保険者を合わせた数値。

注 3 : 第 1 号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者。第 2 号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する 40 歳から 64 歳までの者。

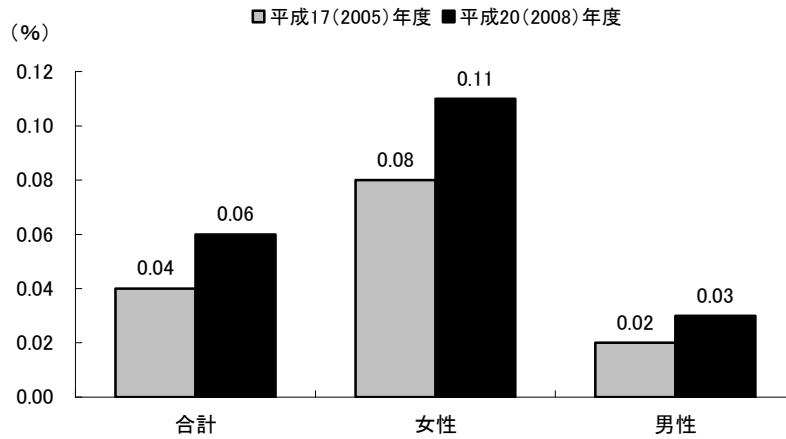
注 4 : 地域密着型サービスは平成 18（2006）年に創設された。

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計月報」

11. 介護休業の取得率

介護休業の取得率は、平成 17（2005）年度の 0.04%から平成 20（2008）年度には 0.06%に上昇しているものの、いまだ 1%未満と低い水準にとどまっている。

図表Ⅲ－11－1 介護休業の取得率（全国）



注 1：調査対象の事業所規模は 5 人以上。

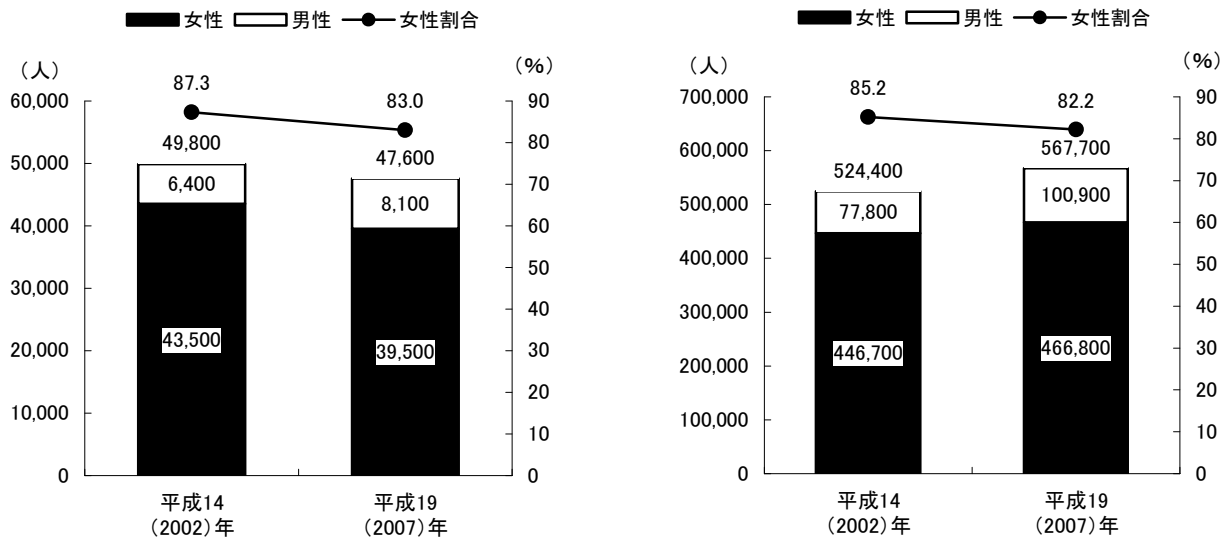
注 2：取得率は調査前年度 1 年間に介護休業を開始した者が常用労働者に占める割合をいう。

資料：厚生労働省「平成 20 年度雇用均等基本調査」

12. 介護・看護を理由に離職・転職した人の性別・年齢構成割合

平成 19 (2007) 年の都の介護・看護を理由に離職・転職した人の性別構成割合をみると、平成 14 (2002) 年から減少したものの、女性が 83.0% と男性を大幅に上回っている。性別・年齢別構成割合では、女性は 45～54 歳と 55～64 歳における割合が特に高い。

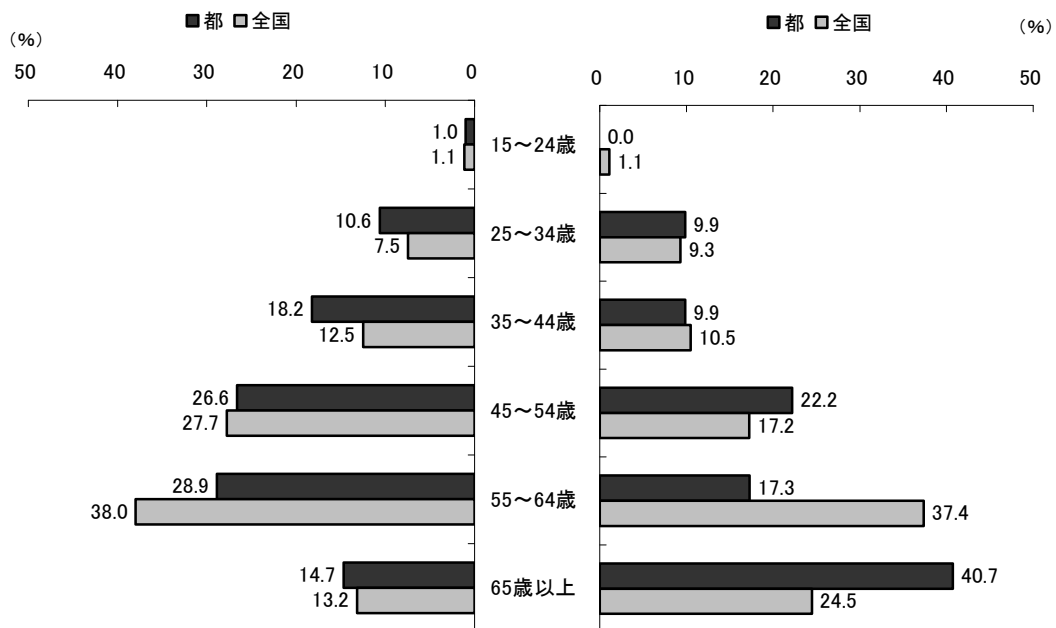
図表Ⅲ-12-1 介護・看護を理由に離職・転職した人の性別構成割合（都、全国）
 <都> <全国>



注：総数は 5 年間の離職者（転職者及び無業者）のうち、離職理由が「家族の介護・看護のため」である者。

資料：総務省「就業構造基本調査」

図表Ⅲ-12-2 介護・看護を理由に離職・転職した人の性別・年齢別構成割合（都、全国）
 <女性> <男性>

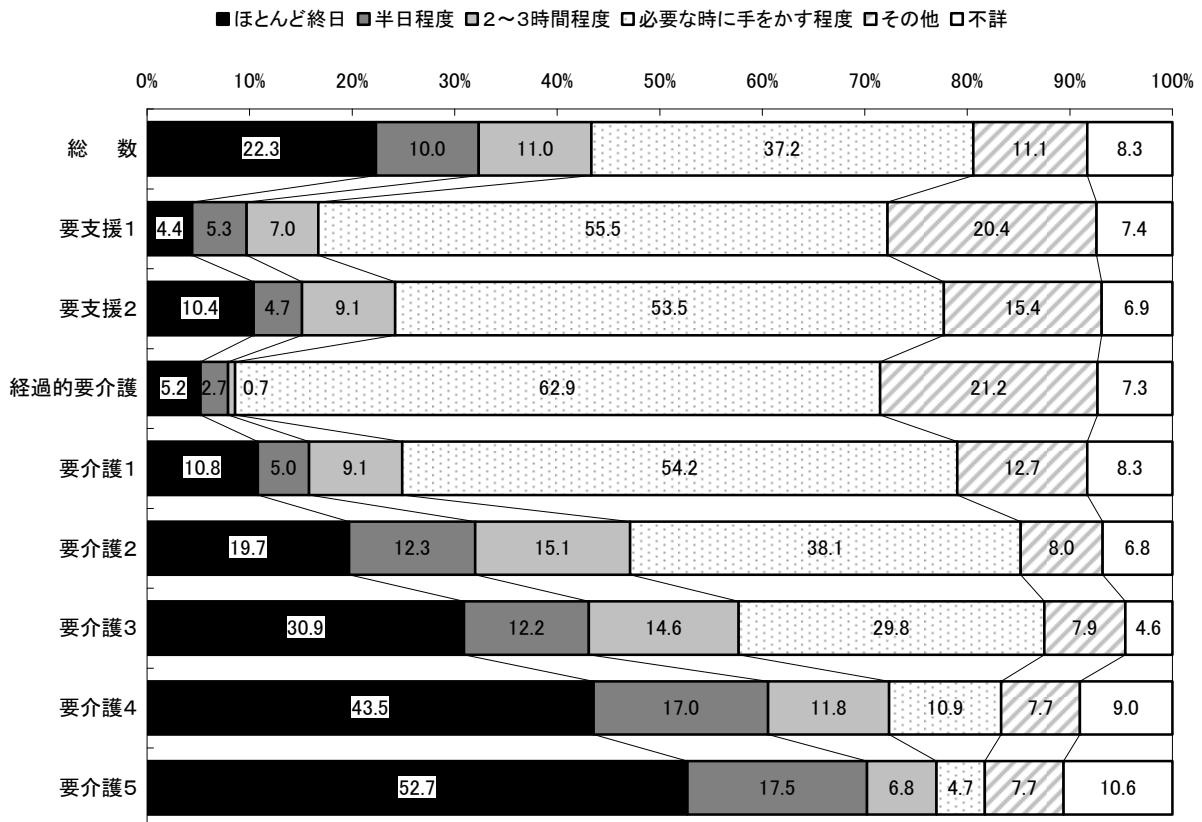


資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 19 年）

13. 同居している介護者の介護時間

同居している主な介護者が1日のうち介護に要する時間は、「必要な時に手をかす程度」が37.2%と最も多いが、「ほとんど終日」も22.3%を占めている。要介護度別にみると、要介護1までは「必要な時に手をかす程度」が50%以上であるのに対し、要介護2以上では「ほとんど終日」の割合が増加し、要介護5では52.7%に達している。

図表Ⅲ-13-1 要介護者等の要介護度別にみた同居している主な介護者の介護時間別構成割合（全国）



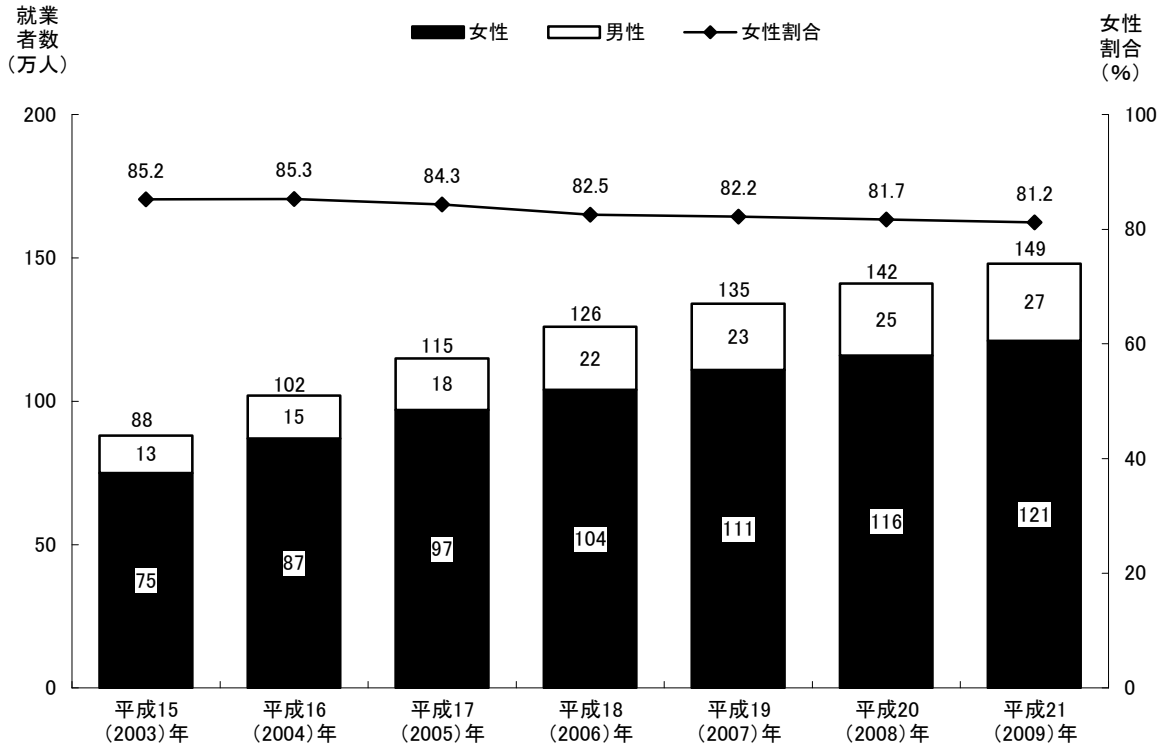
注：要介護者等と同居している主な介護者の介護時間を調査したもの。

資料：厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査」

14. 介護労働者に占める女性の割合

介護労働者は平成 15（2003）年以降増加を続け、平成 21（2009）年に 149 万人となっている。そのうち女性は 121 万人と 81.2%を占めている。介護労働者全体に占める女性の割合は、徐々に減少している。

図表Ⅲ-14-1 介護労働者に占める女性の割合（全国）



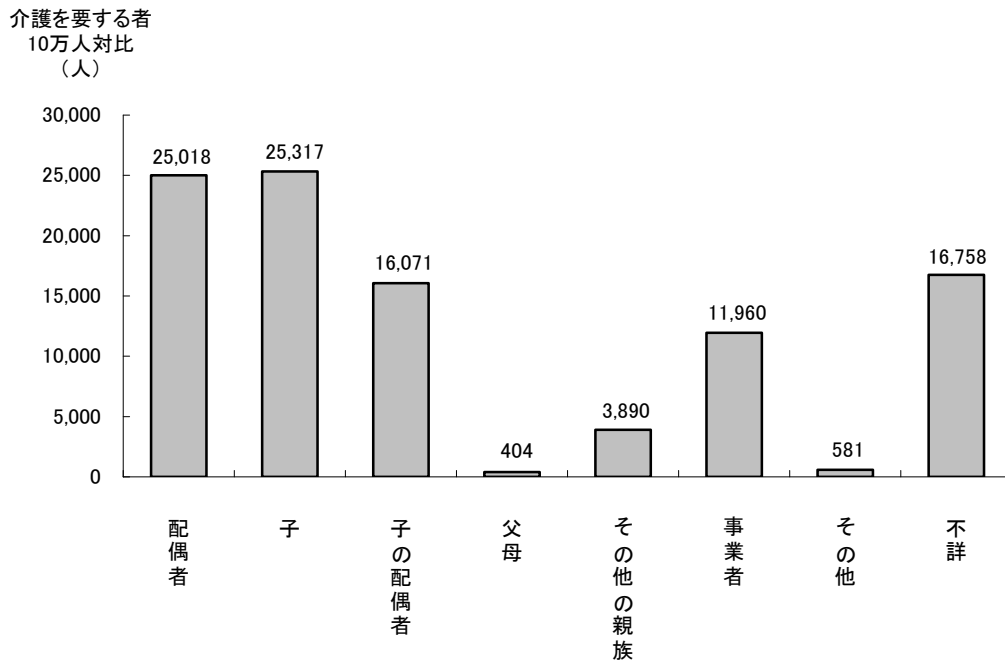
注1：「家庭生活支援サービス職業従事者」「その他のサービス職業従事者」のうち、産業分類が「社会保険・社会福祉・介護事業」である者の値。主にホームヘルパーや介護施設の職員が含まれる。
 注2：四捨五入の関係で就業者数の合計と男女別内訳が一致しない年がある。

資料：総務省「労働力調査」

15. 要介護者等からみた主な介護者の続柄

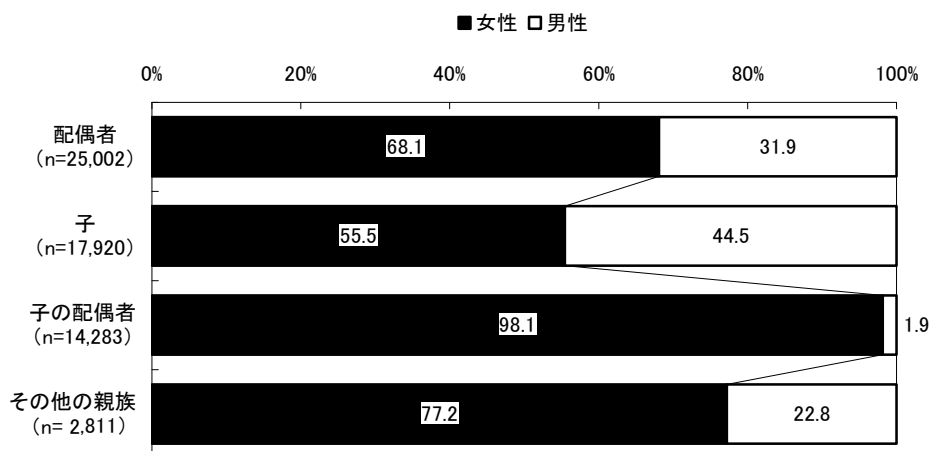
要介護者等 10 万人当たりの主な介護者を続柄別にみると、子が 25,317 人、配偶者が 25,018 人と多くなっている。要介護者と同居している介護者に占めるの女性の割合を続柄別にみると、配偶者では 68.1%、子では 55.5%、子の配偶者では 98.1%、その他の親族では 77.2%となっており、いずれにおいても女性の割合が高くなっている。

図表Ⅲ－15－1 要介護者等からみた主な介護者の続柄（全国）
 <要介護者等からみた主な介護者の続柄>



注：要介護者等と主な介護者の同居の有無を問わない。

<要介護者等からみた主な介護者の続柄と性別（同居）>



注1：要介護者等と主な介護者が同居している場合に限る。
 注2：主な介護者の人数（n）は介護を要する者 10 万人対比である。

資料：厚生労働省「平成 19 年国民生活基礎調査」